

令和5年第8回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月26日(火)午後3時50分～午後4時25分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員 (11人) 農地利用最適化推進委員 (4人)

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

6番 栗原 静男 7番 高岸 友行 8番 佐藤 恒志

9番 町田 考子 13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 八重子

市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 (3人)

5番 高橋 克予 11番 新井 正志 12番 守屋 善雄

農地利用最適化推進委員 (4人)

黒澤 忠弘 強矢 武夫 入澤 節子 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 戸田 恭平

荻野 翔太

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第19号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用集積計画(案)について (5件)

日程第3 議案第20号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用配分計画(案)について (5件)

日程第4 議案第21号
非農地の判断に係る調査について (1件)

報 告

(1) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について (1件)

(2) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年3月申請分について (2件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、農業振興地域促進協議会后、引き続きの会議ということで大変お疲れのところ恐縮でございますが、只今から令和5年第8回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>皆さん、大変お疲れ様です。本日は案件が少ないです。なるべく早く終わりにしたいと思います。</p> <p>本日は議員さんが傍聴にいらしています。ここで一言申したいと思います。農業委員会の研修は、以前は小鹿野町のバスで行っていました。現在、小鹿野町のバスは全部処分して無いです。視察研修はコロナで中止になっていましたが、今後は視察研修を行う機会もあると思います。ですから、バス代くらいはお願いするような感じで議会の方でよろしくお願いいたします。年に一回か二回の研修の時はバスを使わせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、議事に先立ちまして欠席者の報告をさせていただきます。農業委員でございますが、5番 高橋克予委員と11番 新井正志委員より欠席の連絡をいただいています。12番 守屋善雄委員も欠席となります。農地利用最適化推進委員は黒澤忠弘委員より欠席の連絡をいただいています。また、強矢武夫委員、入澤節子委員は所用のため先ほど退席されていますので欠席となります。千島政次委員も欠席となります。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となつていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は9番 町田考子委員さん、14番 樋口わかな委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第2 議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画（案）につい</p>

事務局	<p>て」(5件)を上程いたします。</p> <p>次の議案第20号は関連していますので、併せて審議をしていただきます。</p> <p>日程第3 議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について」(5件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画(案)について審議されたい。令和5年9月26日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸</p> <p>この議案の申請人 利用権設定を受ける者については、公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹となります。事由につきましては、農地中間管理事業を通じて賃借を行うため。ということで同じたため、番号、字、地番、地目、面積、利用権設定をする者を読み上げることで説明とさせていただきます。</p> <p>番号1 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇, 〇〇〇m² 利用権設定をする者：〇〇〇〇 〇〇〇〇</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>別綴じの資料が位置図となっています。1枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、国道〇〇〇号線の〇〇〇のバス停から〇〇mほど北東の所に位置しています。</p> <p>番号2 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇, 〇〇〇m² 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇〇〇m² 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇〇〇m² 合計〇, 〇〇〇m² 利用権設定をする者：〇〇〇〇 〇〇〇〇</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇につきましては、別綴じの資料の2枚目が位置図となります。</p> <p>こちらは、〇〇〇〇から〇〇〇mほど北の所に位置しています。</p> <p>〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇につきましては、3枚目となり、〇〇〇〇から〇〇〇mほど東の所に位置しています。</p> <p>番号3 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇〇〇m² 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇, 〇〇〇m² 合計〇, 〇〇〇m² 利用権設定をする者：〇〇〇〇 〇〇 〇</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p>
-----	--

<p>黒澤八重子 推進委員</p>	<p>お世話になります。9月21日の木曜日に事務局の荻野さん、戸田さん、農業委員の樋口さんと私の4人で現地確認をさせていただきました。</p> <p>私は、この農地中間管理事業の番号1から番号5までを報告させていただきます。非農地判断等は樋口わかなさんから報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>番号1から番号5の全てが広くて平らで日当たりが良い圃場でした。番号毎に報告いたします。</p> <p>番号1は、平らで広くて日当たりが良いです。進入路も問題は無いと思われます。ここで〇〇さんはしゃくし菜を栽培すると伺っています。</p> <p>番号2は、広くて日当たりが良く平らです。進入路も心配なくあります。とても良い場所です。こちらも問題は無いと思われます。</p> <p>番号3は、平らで日当たりが良く、道の心配もありません。問題は無いと思われます。</p> <p>番号4は、平らで日当たりが良い場所です。道もありますので問題は無いと思われます。</p> <p>番号5は、少し斜面の畑です。ほんの気持ち斜面という感じです。日当たりが良く問題は無いと思われます。〇〇さんはかぼすを栽培すると伺っています。</p> <p>全ての畑がきれいに草刈りがされていますので、すぐにでも耕作出来る状態になっていました。付け加えます。</p> <p>1つお聞きしたいです。〇〇〇〇さんは既に広い畑を耕作しています。今回利用権設定を受ける畑は何を栽培されるのでしょうか。私達は話していました。もし、差し支えなければ伺いたいと思いました。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>〇〇さんが作る作物についてですが、伺いましたところ、大豆を2年間作っていくということになっています。その後は他の作物を考える可能性もあるということですが、何か補足がありましたら13番委員さんよろしくお願いいたします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>その通りです。</p>
<p>黒澤八重子 推進委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>

議 長	黒澤八重子推進委員さん、よろしいですか。
黒澤八重子 推進委員	よろしいですか。
議 長	はい、どうぞ。
黒澤八重子 推進委員	<p>私も研修会に参加させていただきました。昨年の研修会は内容が難しく分らなかったのですが、今回はとても有意義な研修会だったね。と皆で車の中で話ながら帰って来ました。</p> <p>先ほどの農業振興地域促進協議会で強矢福司推進委員さんから太陽光設置の話聞きまして、その繋がり、今まで手広く耕作されていた方がこの遊休農地を新たに耕作してもらって、農業を活性化してもらえることは、とてもありがたいことです。感謝の気持ちでいっぱいという思いで、先ほど強矢福司推進委員さんの話を聞いたり、現地確認もさせていただきました。そのような感想を持ちました。よろしく願いいたします。</p>
議 長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
8 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
8 番委員	<p>質問というよりは事務局に確認をしたいと思います。</p> <p>議案第19号の番号1 ○○○○さんと埼玉県農林公社との関係ですが、報告1に農地法第18条第6項の規定による通知があったものという事で、合意解約という案件があります。</p> <p>こちらは、もともと○○さんと埼玉県農林公社との間で賃借があったと思います。○○さんと埼玉県農林公社との間の賃借 利用権設定は過去に行われていたのではないかと思います。その辺はどのようになっているのでしょうか。今回合意解約という案件があります。合意解約によって埼玉県農林公社が持っている農地を議案第20号で○○○○○○○○○さんに利用権設定します。という形になるとと思いますので、合意解約の番号1の案件は既に行われていたのではないのでしょうか。教えてください。</p>

	さい。
事務局	ありがとうございます。順番が前後してしまい大変申し訳なかったのですが、番号1につきましては、〇〇さんが農地中間管理事業を通じて賃借を行っていたものになりまして、今回の合意解約につきましては、1月1日付けで解約するものということで通知があったものになります。1月1日から新たに〇〇〇〇〇〇〇〇さんが農地中間管理事業を通じて賃借を行うということになっています。
8番委員	1月1日に行うということですが、〇〇さんと埼玉県農林公社との間で合意解約を行っているのですね。
事務局	そうですね。借りる方が代わるので一度解約をして再度借り直して〇〇さんと埼玉県農林公社との間で賃借を行うということになります。
8番委員	そうではないですよ。農地中間管理機構で農地を預かっていることになります。合意解約をすることによって一度埼玉県農林公社が預かります。埼玉県農林公社の方で借り主が〇〇〇〇〇〇〇〇さんに見つかったので、〇〇〇〇〇〇〇〇さんに貸し付けるという形になると思います。議案第19号の番号1の案件は既に終わっているので載せる必要は無いと思います。
事務局 (荻野)	私の方からお答えさせていただきます。8番委員さんのおっしゃる通りです。一度埼玉県農林公社が借り受けている農地を引き続き埼玉県農林公社が新たに借り受ける方に貸し付ける手続きで大丈夫です。制度としてありますが、今回、〇〇〇〇さんが、書類上の手続きを仕切り直したいということで、埼玉県農林公社に貸しているのを辞めて、再度賃借を結び直したという経緯になります。本人の意向です。
8番委員	それは、議案第19号に挙げなくて良いと思います。報告になると思います。農地法第18条第6項の規定というのはよく分かりませんが、そこで挙げなければいけないのではないですか。埼玉県農林公社から一度地主に農地をお返しするという形になるのであれば、何らかの通知が必要になるのではないかと思ってお聞きしました。
事務局	確認をさせていただきたいと思います。

8 番委員	確認をしてください。お願いいたします。
議 長	<p>よろしいですか。他にございますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員さんの挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画(案)について(5件)</p> <p>日程第3 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(5件)の採決を行います。尚、議案第20号の番号2、番号3、番号4については、13番委員さんが関係していますので、先に番号1と番号5について採決をさせていただきます。その後、13番委員さんに退席していただいで採決をさせていただきたいと思います。</p> <p>番号1と番号5について申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成によりまして番号1と番号5について許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、13番委員さん、退席をお願いいたします。</p> <p>(13番委員 退席)</p>
議 長	<p>続きまして、番号2、番号3、番号4について採決をさせていただきます。申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成によりまして番号2、番号3、番号4について許可相当とすることに決定いたします。</p>

	<p>それでは、13番委員さんに復席をお願いいたします。</p> <p>(13番委員 復席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第4 議案第21号「非農地の判断に係る調査について」(1件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第21号 非農地の判断に係る調査について審議されたい。令和5年9月26日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○○○字○○○○○○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請人：○○○ ○○○○ 事由：現況が密生する山林で農地に復元することは不可能なため。</p> <p>所有者から申請があったため、今回の総会で諮らせていただくものです。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>別綴じの資料の8枚目になります。こちらは、○○○○○○○○の交差点を○○方面に○○○mほど進んで右折し、○○○mほど進んだ左側が申請地になります。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p>
樋口わかな 推進委員	<p>現地確認の報告をさせていただきます。</p> <p>事務局から場所の説明がありましたが、○○○○○○○○の通りから少し入った所です。アクセスが非常に良い所で、すぐそばに民家もありまして道もあるような良い場所です。道の脇には果樹、柿の畑等もあり、とても管理が行き届いた所なのですが、そこに突然山林があるというような状態です。現況は、一目見て大きな木が密生した山林状態になっていました。手前に柿の畑があって、その境目が、ここからここは畑、ここから向こうは山林というように、一線を引いたように分かれていました。草地のような中間地帯が無くて突然山です。大きな木が密生していて、栗の大木もありますが、土地の所有者は栗は自分で植えたものではないと言っているらしいです。ここは、10年、20年、或いはもっと前から使われていなかったことは一目瞭然のような状態でした。当該地の両側は境目が分からない山林状態でしたので、非農地と判断するのが妥当であると思われます。</p>

議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第4 議案第21号 非農地の判断に係る調査について(1件)の採決を行います。本件につきましては申請通り非農地判断とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成によりまして非農地判断とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について(1件)</p> <p>(2) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年3月申請分について(2件)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告の説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 農地法第18条第6項の規定による通知があったものについて説明をさせていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、農地中間管理事業を通じて農地を借りていた〇〇さんが合意解約によりまして、〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇を解約する旨の通知がありましたので報告させていただくものです。尚、こちらにつきましては、議案第19号及び議案第20号の番号1と同じ畑となっておりまして、解約する日から次の借り主との賃借となっております。</p> <p>先ほど質疑がありました〇〇〇〇さんと埼玉県農林公社との契約については、調べさせていただきまして、後日連絡をさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、報告2 6ヶ月後の確認の説明をさせていただきます。こちらは、3月の議案となりまして、今月現地確認を行っています。議案第3号 農地法第4条になります。〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、</p>

事務局長

会長には議事の進行ありがとうございました。皆さんには慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和5年第8回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。